

第 8 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項第1号及び第2号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第107条の2第1項中「第11条の9第1項」を「第11条の10第1項」に改める。

附則第4条から第6条の2までを次のように改める。

第4条及び第5条 削除

（事業税の納税義務者等の特例）

第6条 第39条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条で定める額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）」とする。

第6条の2 削除

第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び」を「から第4号までに掲げる寄附金（」に改める。

第39条第1項第1号イ中「並びにこれらの法人」を「（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号イに次のように加える。

（ア） 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第10条の2で定める金額をいう。以下（ア）及び（イ）において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第10条の3で定めるものを含む。）をいう。以下（ア）及び（イ）において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号に

において同じ。)がある法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。)がある場合その他施行令第10条の4第1項で定める場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち施行令第10条の5で定める額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものがあるものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。)と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものがあるものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第10条の4第2項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの((ア)に掲げる法人を除く。)

第48条の3第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第6条中「附則第6条」を「附則第5条の7」に改める。

附則第6条の2を次のように改める。

第6条の2 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第24条の2第1項に規定する特別事業再編計画(以下この条において「特別事業再編計画」という。)について同項の認定を受けた同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って行う同法第2条第18項に規定する特別事業再編(生産性の向上及

び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。)のための措置(同項第3号、第4号及び第6号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式若しくは出資(以下この条において「株式等」という。)の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下この条において「取得等の日」という。)以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。)がある場合(その取得又は譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合を除く。)において、当該他の法人(以下この条において「対象法人」という。)及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条の2第1項の認定の申請の日前5年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定めるものに限る。以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。)の行う事業に対する第39条第1項の規定の適用については、対象法人又は5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度(同法第24条の3第2項又は第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第39条第1項第1号イ(ア)及び(イ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの(附則第6条の2に規定する対象法人及び同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第107条の2の改正規定 令和7年1月1日
 - (2) 第1条中第63条及び附則第4条から第6条の2までの改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和7年4月1日
 - (3) 第2条中第39条並びに附則第6条及び第6条の2の改正規定並びに附則第5項の規定 令和8年4月1日
 - (4) 第2条中第48条の3の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日
 - (5) 第2条中第30条の改正規定及び附則第2項の規定 前号に掲げる規定の施行の日

日の属する年の翌年の1月1日

(県民税に関する経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の熊本県税条例第30条第1項第4号の規定の適用については、同号中「寄附金（）」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項及び）」とする。

(事業税に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（次項において「7年新条例」という。）附則第6条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 2号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日（以下この項において「公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の熊本県税条例第39条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る7年新条例附則第6条の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から同法附則第7条第2項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。
- 5 第2条の規定による改正後の熊本県税条例第39条第1項及び附則第6条の2の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

- 6 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の熊本県税条例第48条の3の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日（以下「4号施行日」という。）以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法第72条の80第1項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可（以下「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）

について適用し、4号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 7 熊本県税条例の一部を改正する条例（平成19年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。